

2024年度 名古屋市予算編成に あたっての要望

2023 年 9 月 11 日
日本共産党名古屋市会議員団

目 次

前 文	P 2
1 自公政権の暴走から市民を守るために、国へ強く働きかける	P 3
2 福祉日本一の名古屋をつくる	P 4
新型コロナウイルス感染症対策（p4） 国民健康保険（p5） 介護保険・高齢者福祉（p6） 後期高齢者医療制度（p7） 医療・保健衛生（p8） 障害者福祉（p9） 市立大学病院 （p10） 生活保護・貧困対策（p10）	
3 子どもの成長と発達を中心に据えた保育・教育行政の推進	P 11
保育（p11） 学童保育（p12） 療育・障害児福祉（p13） 小・中学校（p13） 高校・ 特別支援学校（p14） 学校運営（p15） いじめ対策（p16） 子どもの権利・子どもの貧 困対策・その他（p17） 若者支援（p18） 名古屋市立大学（p19） 図書館・社会教育 （p19）	
4 中小企業の活性化で雇用と内需の拡大に貢献する	P 20
中小企業支援・雇用（p20） 公共事業・公契約（p21）	
5 環境・防災の先進都市をめざす	P 22
地球温暖化防止・再生可能エネルギー・脱原発（p22） 環境保全・公害・ごみ減量・水 （p23） 防災・消防（p24）	
6 にぎわいとうるおいのある、暮らしやすいまちづくり	P 28
まちのにぎわい（p28） 文化・芸術・スポーツ（p28） 居住福祉・建築規制（p29） 市営 住宅（p30） 交通（p31） 道路（p32） 公園・緑地保全（p32）	
7 大型開発と大企業優先を改め、市民が主人公の市政に	P 33
名古屋城（p33） リニア（p34） 市街地開発・大型事業（p34） 市政運営（p35） 地域振 興・市民生活（p36） 税務・市民税「減税」（p36） 平和（p37） ジェンダー平等・人 権（p38）	

2023 年 9 月 11 日

名古屋市長
河村たかし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

2024 年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民生活の向上のために、日頃からご努力されていることに対して敬意を表します。

コロナ感染拡大が続くなか、光熱費や食料品などの諸物価が高騰し、市民の暮らしを直撃しています。日本共産党市議団が昨年 8 月から実施した市政アンケート（回答数 1 万件超）では、「暮らし向きが悪化した」との回答が約 6 割にのぼり、前回（2020 年実施では約 4 割）と比べて急増しています。「賃金は上がらないのに物価だけが上がっている」「年金は削減され、物価が上がり生活が窮屈になった」などの声が多数寄せられています。

こうした下で私たちの市政アンケートでは、「市政に望むこと」として「子どもの貧困や児童虐待への対策」「国民健康保険料の引き下げ」「医療体制の充実」「介護保険料・利用料の軽減」「学校給食の無償化」などが回答数の上位を占めました。財政力指数が政令指定都市の中で 2 番目という本市の財政力を生かし、不要不急の大型事業の中止・見直しと「金持ち優遇」の市民税減税をやめて財源を確保し、福祉・教育・暮らし最優先の市政運営を貫くことが求められています。

岸田政権は、最も効果的な物価高騰対策である消費税減税を拒否する一方で、フリーランスや小規模事業者に致命的打撃を与えるインボイス制度の導入に固執し、大軍拡の財源をねん出するために社会保障制度のさらなる改悪を進めようとしています。健康保険証の廃止、マイナンバーカードの強制は、国民の不安を広げ、自治体に新たな事務負担を強めています。こうした国の悪政から市民生活を守る防波堤としての役割を発揮することも、名古屋市政に求められています。

以上の立場から、381 項目の要望をとりまとめましたので、来年度の予算編成に反映されますよう強く要望します。

1 自公政権の暴走から市民を守るために、国へ強く働きかける

1. 小中高等学校の少人数学級を早期実施するとともに、保育・介護・障害などの施設設置・人員配置基準を見直す。
2. コロナ禍と物価高騰から暮らしと経済を守るため消費税は5%へ引き下げる。
3. 最低賃金を全国一律「時給 1500 円」へ引き上げる。中小企業の賃上げをすすめるため社会保険など事業主負担に対する支援を行う。
4. 過労死するまで働かせる「働き方改革」関連法は廃止する。
5. 憲法 26 条に定める「義務教育は無償」の原則にのっとり、国の制度として学校給食の無償化を実施する。
6. 原発の再稼働は行わない。再稼働した原発は即時停止する。再生可能エネルギーの本格的な導入と省エネルギーの推進へと、エネルギー政策を転換する。汚染水（ALPS 処理水）の海洋放出を中止する。
7. 医療、介護、年金、生活保護など社会保障制度の拡充を図る。自治体間で競わせる国民健康保険制度の保険者努力支援制度の廃止、都道府県化の廃止を求める。
8. 国に公費 1 兆円の投入を求め、国民健康保険料を大幅に引き下げる。
9. 医療費助成へのペナルティを全廃し、子ども医療費無料制度を創設する。
10. 被災地の復興事業については国が責任を持つ。「被災者生活再建支援法」を改正し、支援上限額を 500 万円へ引き上げるとともに、支給対象を一部損壊を含む被災したすべての世帯まで広げる。宅地被害への補償制度を創設する。
11. 日本国憲法を守り、立憲主義を貫く。
12. 国連で採択された「核兵器禁止条約」をただちに署名・批准する。
13. 2015 年 9 月に強行された、戦争する国づくりを進める憲法違反の「安全保障関連法」は廃止する。
14. 危険な米軍機オスプレイの飛行を即時に停止させ、米軍基地への配備を撤回する。自衛隊への導入を中止する。

15. 沖縄県の名護市辺野古への米軍基地建設を中止する。地方自治を尊重し、沖縄県など関係自治体と真摯に協議を行う。
16. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。F-35 の試験飛行を中止し、三菱重工業小牧南工場に対する同機のリージョナルデポ（整備拠点）としての指定を取り消すよう求める。
17. 賭博そのものであるカジノ解禁推進法を廃止する。
18. マイナンバー制度は運用を中止し、廃止する。健康保険証の廃止を中止する。
19. リニア計画は国の責任で問題点を検証し中止させる。同計画への財政投融资は中止する。
20. 財政地方交付税制度をゆがめる「トップランナー方式」を中止する。

2 福祉日本一の名古屋をつくる

（新型コロナウイルス感染症対策）

21. 新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同等の 5 類感染症に移行し、医療機関の定点把握となったが、感染者数が増加傾向にある。発熱外来、入院のひっ迫する事態をさけるため、それら想定した検査、治療、高齢者等施設、学校・児童施設等の支援体制は継続し、それらを遂行するために必要な職員体制を維持する。
22. 平時から感染予防への体制強化として保健センターの保健師事務職員、衛生研究所の専門職種の人員体制を拡充する。
23. 新型コロナウイルスの高額な治療薬については、受診控えや治療控えが生じないよう、これまでと同等の公費支援を国に求めるとともに、自己負担分に対する助成を行う。
24. 感染拡大等の危機であっても福祉サービス等の支援が必要な高齢、障害者等にサービスが提供されるよう、事業所に対する市独自の補助制度をつくる。
25. コロナ感染による重症化、死亡リスクを低下させるため、ワクチン接種に関する情報

提供や接種しやすい施設等の環境整備を進める。

(国民健康保険)

26. 法定外繰り入れの機械的削減はやめ、国民健康保険料の値上げは中止し、高すぎる保険料は引き下げる。18歳までの子どもの均等割保険料を全額免除する。
27. 収入が生活保護基準以下の国保加入者に対して、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の案内を保険料の通知に加える。
28. 愛知県に対し、国民健康保険の第3期(2024～2026年度)運営方針策定に向けて以下の点を申し入れる。
 - ・一般会計繰入金について削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重する。
 - ・財政安定化基金は市町村財政および保険料の負担増とならない運用ルールとする。
 - ・国が自治体の国保財政基盤強化のために行う支援は、一般会計繰入金の解消や受診抑制につながる強引な医療費適正化推進の手段に活用せず、高すぎる保険料軽減のために活用する。
 - ・県費補助を復活する。
29. 短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を交付する。滞納者には他税など重複する滞納も見受けられることから、生活全般の見直しまでできるよう本人の同意のもと他機関との情報連携を行う。差し押さえは行わない。滞納世帯に対しては、国保推進員など職員の対面によるていねいな納付相談を基本に、換価の猶予や処分停止の活用、分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
30. 医療費の一部負担金減免・猶予制度の周知を徹底し、一部負担金減免制度は保険料の納付を引き続き要件とせず、収入基準額をさらに引き上げ拡充する。
31. 限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を廃止し、周知を徹底する。
32. 所得区分については急激な収入の減少に対応する。特定健診の受診率向上計画を作り、がん検診と合わせて受診者数を増やす。

33. 国保運営協議会については、愛知県および豊橋市・岡崎市・豊田市・一宮市など 16 自治体で実施している公募委員枠を設ける。

(介護保険・高齢者福祉)

34. 2021 年 8 月に導入した入所施設費の利用者負担増に対し、国に撤回を求めるとともに、市独自の支援制度を拡大する。
35. 介護保険料減免制度について、新型コロナウイルス感染症の特例と同様に対象を前年所得合計を「1000 万円以下」まで引き上げる。
36. 上がり続ける保険料を引き下げするため、国庫負担割合の引き上げを国に求める。利用料について、お金の心配なく必要な人が必要な介護サービスを受けられるよう、制度の改善を国に求める。市として独自の利用料減免制度を設ける。
37. 保険料滞納者に行う制度上の給付制限による要介護状態などへの影響を把握する。給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする。
38. 障害者手帳等のない高齢者についても、税法上の「障害者控除」を新たに設け、その認定基準を、要介護度 1 以上とするよう見直す。対象者全員に認定書を送付する。
39. 特別養護老人ホームの待機者は 2023 年 4 月 1 日現在 2526 人(要介護 1.2 度の高齢者も含む)にのぼる。医療依存度が高く、身寄りのない生活困窮者で待機となっている高齢者の特養入所を保障するため、厚生院特別養護老人ホームの廃止方針は撤回する。待機者ゼロをめざして特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護などの整備を急ぐ。
40. 地域包括支援センターの中学校区単位の設置および人員拡充を行う。困難事例の増加に伴い体制を拡充する
41. 介護保険の認定に関する調査と事務は介護保険制度の要であるため、全部委託から市直営に戻す。
42. 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる生活支援型訪問サービスは人材不足により事業の継続に支障をきたさないよう、報酬単価の引き上げをおこなう。ミニデイ型および運動型通所サービスの単価は専門型サービスと同等にする。

43. 介護保険サービスの利用に対しては要介護認定申請を原則とし、基本チェックリストは状態像を把握する補足的な手段として活用する。
44. 生活援助型配食サービスは、地域に密着した小規模事業者が参入・運営維持できるよう、配達単価の引き上げを含め制度を見直す。
45. 所得に関わらず高齢者の誰でも高年大学鯉城学園に入学することができるよう授業料に軽減制度を設ける。
46. 加齢性難聴に対する補聴器購入費用の助成制度を早期に創設する。高齢者の聴覚検査への助成制度を創設し、聴覚検査の受診機会を増やす。
47. 熱中症対策としての予防のために、65 歳以上の在宅高齢者等のいる世帯へのエアコン設置費等助成を行う。各局連携し熱中症対策に取り組む
48. 「高齢者虐待防止法」に沿って高齢者の安全を最優先に対処すると同時に、養護者（虐待者）に対する支援体制を充実する。
49. コロナの影響で高齢者の敬老パス利用が回復しない中、利用回数制限の実施で交付率も低下を続けている。社会参加を促し、健康増進や経済効果等発揮するためにも、交付率(2022 年度末 53.2%)の向上計画を持ち、未交付高齢者へ利用の働きかけを行う。利用抑制につながる 730 回の利用回数制限を撤廃する。

（後期高齢者医療制度）

50. 医療費 2 割負担の中止を国に求める。愛知県独自で保険料と医療費負担軽減制度を設けるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。
51. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。
52. 高額療養費および葬祭費の申請勧奨を徹底し、支給漏れをなくす。
53. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するように、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。

（医療・保健衛生）

54. 70 歳～74 歳までの医療費負担について、市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1 割負担に戻す。
55. 障害者医療助成制度の所得制限を廃止し、精神障害医療の対象を拡大する。自立支援医療（精神通院）の周知を図り、自己負担分について市独自の助成をする。
56. 愛知県に対し、福祉医療制度への所得制限および一部負担金の導入検討をやめるよう求める。
57. 無料低額診療事業に歯科診療部門においても実施できるよう市独自の支援も設けながら、関係機関に要請していく市大病院群において、独自に財源を確保し無料低額診療事業を行う。無料低額診療を国の責任で実施するよう国に強く要望する。
58. 妊産婦医療費助成制度を創設する。
59. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは、非課税世帯の無料接種を継続するとともに、その他の世帯について自己負担（現行 4000 円）を半減する。
60. 保健所支所（保健センター）において、引き続き公衆衛生医師の確保に努める。精神保健福祉士を各行政区・支所に複数配置する。
61. 子育て・虐待・精神・難病等困難を抱える市民への対応や、地域の感染対応力の向上の取り組みなど、保健師の役割は多岐にわたることから、保健師の地域担当制を堅持し、中学校区単位の複数体制とする。
62. 感染予防対策として必要な環境業務に係る部署は、現在 4 ブロックのみの配置から、各保健センター配置に戻す。
63. 福祉コンシェルジュには正規の専門職員を配置し、課題が見えにくい相談者に寄り添える体制の拡充をおこなう。
64. コロナの影響による医療機関の経営悪化が続いていることから、救急医療の体制を堅持するため急性期病床を持つ医療機関への支援を拡充する
65. 医師や看護師など、医療スタッフの確保・養成に対し市は責任を持ち、名古屋・尾張中部医療圏の医療供給体制を整備・充実する。

(障害者福祉)

66. 65 歳以前から障害サービスの利用で生活・生命維持している障害者については、65 歳に到達した場合でも介護保険優先ではなく、本人の意向に基づき、障害者福祉サービスを利用できるようにする。
67. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金額を拡充する。施設建設補助金の増額や市有地の無償貸与などで、整備を促進する。
68. 短期入所・緊急児受け入れ対応の箇所数の拡充と同時に、利用促進のための運営体制の支援を拡充する。
69. 障害者の高齢化に伴う 2 次障害、認知症、生活習慣病の進行などに対し、医療管理、機能維持訓練の必要性から、障害者グループホームにおける医療専門職の確保に対する支援をおこなう。
70. 障害を理由に権利としての人間らしい自由な外出・余暇活動を侵害することがないよう、重度訪問介護の「その他の外出」に利用時間は本人が希望する時間に応じて決定する。
71. 就労のために必要な外出支援について通勤、営業活動などの経済活動のための外出についても認めるよう国に働きかける。
72. 障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行い、雇用環境の改善に努める。職業指導員・生活指導員の研修、交流の機会を充実する。3 年に 1 回の実地監査を増やす。倒産や廃業による影響を最小限に食い止める。
73. 法定雇用率の引き上げを踏まえ、市内企業に対してより積極的に雇用を働きかける。外郭団体や指定管理者、委託事業所を含め、市として障害者雇用の拡大に率先して取り組む。法定雇用率未達成の市長部局・企業局および外郭団体があれば早期達成を働きかける。特別支援学校卒業生に多様な進路を保障する。
74. 悪質と思われる就労継続支援 A 型事業所などの事案に対しては愛知労働局とも連携し対処できるようにする。国に必要な制度改善を求める。
75. 困難ケースが増加している実態や相談員不足によるセルフプランが多いことを踏まえ、

障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所の相談支援専門員の体制を充実する。

76. 障害者グループホーム等での危険な一人夜勤を解消するため、複数夜勤体制に特化した市独自の補助制度を創設する。

（市立大学病院）

77. 名古屋市立大学医学部附属病院とされた東部、西部の両医療センターについては、住民に身近な地域医療支援病院としての機能を維持するとともに、災害拠点病院としての機能を充実させる。小児、周産期などの不採算医療に対する財源措置を堅持する。
78. 利用率が低迷している東部・西部両医療センターの特別室について、料金や運用の見直しをすすめる。
79. 市大病院化されたみどり市民病院については、地域住民の声を病院運営に反映できるよう「運営協議会」を設けるとともに、施設のリニューアルを検討する。
80. 陽子線がん治療における患者動向を踏まえ、愛知県にも財政支援を求める。

（生活保護・貧困対策）

81. 生活保護の相談・申請にあたっては、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」など違法な「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給する。申請者の意思に反して窓口で扶養照会しないことを徹底する。
82. ケースワーカーの一人当たりの担当世帯数（2022 年度平均 103 件）を国標準数（80 件）とする。あわせて、査察指導員についても国標準数通り配置する。警察官 OB の配置は見直す。
83. 女性の受給者が求める場合は、女性ケースワーカーが担当又は同行する。
84. 市として法外援助を拡充する。国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。猛暑による熱中症予防・電気代高騰対策として、冷房器具の電気代のために市独自の見舞金を復活する。
85. 就労支援は寄り添い型でていねいに行う。社宅付き就労の推奨は、解雇や傷病等で退

去又は借金を背負う事例が後を絶たない。安易な社宅付き就労ではなく、意向に沿い独立した住まいが持てるよう、関係機関と連携し対応を徹底する。

86. 仕事・暮らし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自立支援法」に基づく諸事業について、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
87. 自立支援・一時保護所について個人尊厳を尊重する立場で個室化を進める。
88. 孤立死対策として各局およびライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応を進める。生活困窮による水道料金などの未納者には、給水停止前に必ず連絡をとるなど、相談につなぐ対応を徹底する。
89. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業について、法外な値段で生活必需品を売るなど「貧困ビジネス」といわれる不正事例をなくするため実態調査を行う。許認可制の導入を国に求め、監視と指導を強化する。
90. 新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金の支払い困難者への「支払い猶予制度」の猶予期間を延長し、所得や就労実態を踏まえた支払い免除措置を設ける。

3 子どもの成長と発達を中心に据えた保育・教育行政の推進

(保育)

91. 2023 年 4 月 1 日時点で 872 人にのぼる、「隠れ待機児童」の解消に責任を持ち、市の保育実施責任が明確な認可保育所の整備を進める。待機児童対策として実施してきた認可保育所への子どもの定数超過受け入れは解消する。
92. 3～5 歳児は給食費も無償とする。無償化の対象外である 0～2 歳児については、所得制限なく第 2 子以降の保育料を無料にする。
93. 公私間格差を是正する民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持する。
94. 病児・病後児デイケア事業を全支所管内に広げるとともに、さらに需要の多い地域にも設置する。利用手続きの簡素化、利用料の軽減、保護者の仕事の始業時刻に間に合う開所時間の設定など、利用しやすい制度へ改善を図る。

95. 小規模保育事業などの認可基準については、保育にあたる職員はすべて保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせない。
96. 公立保育所削減計画は直ちに止める。保育士の正規採用を増やす。
97. 老朽化が進む公立保育所について、計画的に早急に改築を行う。
98. エリア支援保育所をはじめ、保育所などにソーシャルワーカーを配置する。
99. 公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。
100. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。

(学童保育)

101. 学童保育所への運営費助成を拡充する。ひとり親家庭への補助を拡充し、就学援助世帯への補助を新設するなど、保育料の負担軽減を図る。
102. 学童保育所の指導員の常時複数配置を堅持する。さらに、安定して働き続けられる処遇改善加算を拡充する。
103. 学童保育所の維持・移転の際に最も困難な土地の確保に公有地をあっせんするなど賃借用の土地の紹介、地代補助の導入など、きめ細かい支援策を講じる。
104. 学童保育所に無償貸与される専用室は、子どもたちが長時間生活する場にふさわしい居住空間となるよう、休憩室を設け、耐震性・断熱性を備えた木造建築とする。
プレハブの専用室については、20 年を待たずに早急に順次建て替えの計画を立てる。
105. 学童保育などを利用できない児童が 4 3 人（2023 年 5 月 1 日）いることから、待機児の多い地域の学童保育の施設整備などを支援強化する。
106. トワイライトルームは学童保育所と同等に子どもが自宅同様安心して過ごせるよう運営の充実と職員体制の充実を図る。
107. トワイライトルームの開設にあたっては、保護者、住民の合意を前提とする。
108. 学童保育所の運営上の事務負担を減らすための合同運営や社会福祉法人による運営への移行については、保護者の納得と理解が得られるよう丁寧に支援する。

（療育・障害児福祉）

109. 障害児の発達支援に関わる分野は、早期療育から保育、学齢期にかけ、障害児、保護者、教育、福祉などのそれら規模を考慮し、子ども福祉課と並列とする子ども発達支援課（仮称）へ格上げする。
110. 医師不足等による療育センターの初診予約の「2～3 か月待ちはあたりまえ」を直ちに解消し、子どもの権利としてどの子も必要な時期に診察・療育が受けられるようにする。療育の受入れ体制の拡充と必要な施設整備を行う。
111. 西部地域療育センターの民間移管はしない。
112. 保育所や学校、放課後デイサービスなどを巡回・療育指導するための、地域療育センターの体制を拡充する。
113. 老朽化が著しい発達支援センター「あつた」「ちよだ」は定員拡充も含め、地域療育センターとして早期に建て替え整備する。
114. 地域による療育を受ける機会の格差をなくし、通院・通園負担の軽減を図るため、地域療育センターを各区1カ所配置となる整備計画をつくる。
115. 放課後等デイサービスの実態を調査・把握し、子どもたちの年齢と発達段階に応じた環境整備を進める。職員の研修や養成の充実を図る。
116. 医療的ケア児の日常を支える体制を構築し、保護者の身体的・経済的負担の数値的目標を持つ。特殊な知識・技術が必要となる居宅介護やショートステイの事業所を増やすため、補助・支援制度を充実させる。
117. 強度行動障害を有する児童を受け入れる事業所等に対し、受け入れ環境整備補助、受け入れのための人件費補助制度を創設する。

（小・中学校）

118. 小学校3年生以降30人学級、中学校全学年35人学級へ拡充する。教室を確保するため、学校周辺の公共施設の利用なども検討する。
119. 教育委員会主導で進める小中学校の統廃合計画は中止し、小規模校の良さを生かし

た学校づくりへと方針を転換する。

120. 過大規模校はコロナ禍で特に必要な身体的距離が保てず、学習面・健康面からも早急に改善が必要である。地元住民と合意形成を図りながら必要な分割と新設を急ぐ。
121. 公立夜間中学校の設置にあたっては、有識者等会議での意見を踏まえた人員体制確保、教育と福祉の連携による支援体制づくり、学ぶ環境整備のため給食の提供や就学援助制度の適用を行う。対象となる方や支援者への情報提供で周知を図る。支援団体等との連携・協力をおこなう。
122. 小学校給食を無償化する。地産地消、オーガニック給食などを積極的に進め、質量ともに充実する。
123. 小学校給食は「直営・自校方式」を堅持する。給食調理業務の外部委託の拡大は中止し直営に戻す。給食調理員の正規採用を増やす。教育の一環である給食の運営に係る経費は削減の対象としない。
124. 中学校は選択制ではなく全員制給食の検討をおこなう。
125. 食育の推進のために栄養教諭を全小学校に配置する。中学校や高校でも食育を進める体制を整える。

（高校・特別支援学校）

126. 高校の少人数学級を進める。
127. 私立高等学校授業料補助を増額する。
128. 高等学校給付型奨学金は、すべての非課税世帯を対象にする。
129. 定時制高校は、特に志望者が多い昼間定時制について、志望者全員が入学できるよう定員を増やす。
130. 名東高校が老朽化し漏水など実害が発生していることを踏まえ、市立高校の一斉点検をおこなう。防災の観点からも高校の施設改修を急いで行う。
131. 特別教室の転用などで教室不足が続く特別支援学校は、早急に解消を図るため新たな高等特別支援学校の新設を検討する。

132. 発達障害通級教室を全小中学校に設置する。中学卒業後も生徒の進路選択を広げるため、市立高校に通級学級を設置する。

(学校運営)

133. 教員定数は正規教員で構成する。2023 年 5 月 1 日時点で小・中・特別支援学校あわせ 15 人の教員不足が生じたことから、経験ある臨時教員の採用を含め正規教員採用を大幅に増やす。非常勤講師の産休、育休を保障し、教育に「穴」を空けないため代替講師を直ちに配置する。

134. 現役臨時教員については、学校運営に支障をきたさないために愛知県と同様に一次試験免除とする。

135. 「過労死ライン」を超える教職員の長時間労働、精神疾患などによる休職が多いため、教員の持ち帰り業務も含め本人の申告によって正確に労働実態を把握する。

136. 非常勤講師に対し、授業準備、生徒指導などに係る時間に対しては労働基準監督署の是正勧告・指導に従って労働時間として取り扱い、残業代を支払う。希望する講師に対し同一校での継続任用を行う。

137. 教科書の選定にあたっては、教育関係者の教科書研究と閲覧に十分な時間を保障し、便宜を図る。市民が閲覧しやすい環境を整備するために、一般展示の会場と展示冊数を増やす。選定の際は、現場の教師・市民意見を考慮する。

138. 就学援助制度の所得基準は保護基準の 1.3 倍とする。

139. 2022 年度は就学援助制度の保護基準を引き上げたにもかかわらず、申請数が予測を大きく下回ったことについて分析を行う。必要な世帯が漏れなく利用できるよう全員申請方式とし、親の状況に応じて丁寧な申請勧奨を行う。わかりやすい申請書や広報に改善する。

140. 特別支援教育就学奨励費について、新入学用品費は実費支給ではなく、就学援助制度と同様に入学前・定額支給とする。

141. 就学援助対応事務職員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。

142. 異常気象による酷暑に伴い、小中学校の特別教室、小学校、高等学校の体育館のエアコン設置計画を前倒してすすめる。
143. 校則は子どもの人権・尊厳に直接かかわることであり、子どもを主体に校則について継続的に議論できる環境をつくる。
144. 中学校・高校の部活動については、文科省の通知に基づき「適切な休養日等の設定」を行い、生徒と教員の過重負担を解消する。
145. スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを市立の小学校、中学校および高校（定時制を含む）に配置する。正規職員として採用する。
146. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。

（いじめ対策）

147. いじめによる自殺をなくすため、これまでの南区、西区の検証報告書に基づく提言と名東区のいじめ問題再調査委員会の提言を教育委員会および学校教職員が真摯に深く学ぶ。「なごや子どもの権利条例」を学校現場でも貫き、子どもの権利を守ることを学校教職員の最大の使命とする。
148. いじめへの対応を絶対に後回しにしない命最優先の原則に立ち、子どものささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員・保護者の情報共有を重視する。被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応する。被害者家族の「真相を知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報をかくさない。
149. 子どもの自主的活動を育み、いじめを起こさない人間関係を子どもたちのなかにつくる。子どもがSOSを出しやすく、安心して相談できる体制をつくる。子どもの権利相談室「なごもっか」を積極的に周知し活用する。
150. 教員の「多忙化」解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題、人権教育の研修などいじめから子どもを守る学校の条件整備を進める。
151. なごや子ども応援委員会は、いじめについて子どもの権利擁護の機関として学校連携など実効的な組織・運用になるよう充実させる。

152. いじめの重大事態は速やかに認定する。「いじめ対策検討会議」は、教育委員会および学校が調査対象となることもあるのでいっそうの中立性・公正性のあるものにする。
153. 情報開示の是非については被害者および保護者の意向を尊重する。また、遺族の心情に寄り添った誠実な対応をする。

(子どもの権利・子どもの貧困対策・その他)

154. 子どもが意見表明する機会を学校教育や行政機関など子どもに関わる施策分野で保障されるようにする(子どもの意見を聞く機会)。病気や障害、外国籍、LGBTQ(性的マイノリティー)など多様な背景を持ち、社会的支援を必要とする子どもの意見表明に重きを置く。
155. いじめや虐待、貧困などの諸課題については「子どもの権利条約」および「なごや子どもの権利条例」に基づき、子ども青少年局と教育委員会などが地域やNPOと協力して、予防・支援などの体制を強化する。
156. 行政から独立した権利救済機関である「なごもっか」について、認知度を上げるよう普及啓発を進める。
157. 学校において、「子どもの権利条約」および「なごや子どもの権利条例」を学ぶ機会をつくる。
158. 不登校の子どもたちのための「子ども適応相談センター」を増設し、市内4方面体制を早期に確立する。
159. 増加する虐待事案に迅速に対応するとともに、担当者の業務量の過重を避けるため、児童福祉司と児童心理司を大幅に増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
160. 児童相談所の一時保護所の過密状態の解消と職員体制の拡充を直ちに行う。保護された子どもたちの学習支援環境を充実する。
161. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所の確保を進める。
162. 児童館の運営に子どもたちが参画する。児童館の機能と役割を再整理し、子育て支

援のための機能を高めるとともに、老朽化対策を強める。

163. 青少年交流プラザ、児童館で中高生が運営の主体となつての居場所づくりができるような取り組みを支援する。
164. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの貧困の実態を把握し、改善のための行動計画を当事者の参加も得て作成する。手当の増額など、ひとり親世帯への経済的支援施策を拡充する。
165. 「子ども食堂」をはじめ、子どもたちの居場所づくりや学習支援などに取り組む市民活動へのサポートを拡充する。
166. 学習支援事業の対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大する。学習のみならず、福祉的視点を持った支援を事業に位置づけ、そのための人的体制を拡充する。
167. ヤングケアラーについて国や県の調査結果を受けて「ヤングケアラー専門相談窓口」の設置とヤングケアラー専門相談体制の構築を進める。支援が必要なヤングケアラーとその支援制度をつなげる仕組みを構築する。市独自の定期調査を行う。

（若者支援）

168. 経済的に困窮する学生のために、市内の大学生、大学院生に対する市独自の給付型奨学金制度を創設する。学生・市民団体が取り組む食料支援などの活動を支援する。学生の声을直接聞くなどの機会を設ける。
169. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進を図る。ユースケア（名古屋青少年交流プラザ）や、子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニート・引きこもり支援、スポーツ・文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
170. 労働者を不当に扱ういわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」などに特化した相談窓口を設け、非正規雇用などで働く若者からの SOS を受けとめる。繁華街などでもブラック企業相談会（仮称）を開催する。
171. 労働者を不当に扱う企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。また本市に

おけるそうした悪質な企業の実態調査を行う。

172. 不安定就労の若者への支援を当事者が集う場もつくりながら進める。

173. 市内に在住・在勤する若者を対象とした市独自の奨学金返還支援制度を創設し、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減する。

（名古屋市立大学）

174. 名古屋市立大学への運営費交付金を増額し、教育と研究の予算と人員を確保する。

175. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、学費減免制度の拡充、スタート支援奨学金の拡充など学生の負担軽減を大胆に進める。

（図書館・社会教育）

176. 「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は蔵書数の削減や図書館面積の縮小、司書の集約化、民営化の拡大など、市民に身近な図書館サービスを縮小し、市民の学ぶ権利や平等利用を損なうものであり、市民の合意が得られていない。当構想は撤回する。

177. 名古屋市図書館第 1 ブロックの施設整備計画は中止し、図書館の機能差をつけるのではなく、1 区 1 館を堅持した上で、市民意見をよく聞き、市民のための図書館づくりを行う。

178. 現在ある公立図書館は直営を維持する。

179. 図書購入費を増額する。図書館司書の正規採用を増やす。

180. 学校司書を早急に全小中学校に配置する。学校司書の処遇改善と勤務時間の拡充を図る。

181. 生涯学習センターの体育館にエアコンを設置する。

4 中小企業の活性化で雇用と内需の拡大に貢献する

(中小企業支援・雇用)

182. ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金等の返済に際し、債務の軽減・免除・返済猶予等に必要な財政的支援を行う。
183. 市内中小企業を対象とする訪問調査の結果を速やかに公開し、その成果を施策に反映させる。引き続き訪問調査を行い、4人以下の小規模事業者への訪問を増やし、実態把握に努める。成果内容を工業研究所など関係機関と連携し、新たな産業の提案に活かす。
184. 気候危機打開にむけ、市として名古屋市工業研究所などのノウハウを活用し、省エネルギー、再生エネルギー分野の業態への転換支援を強める。
185. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
186. 無担保・無保証で納税要件も配慮した、小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講じる。
187. 責任共有制度による銀行審査が、信用保証付き制度融資の迅速な審査と利用の障害にならないよう、関係機関に働きかける。
188. 小規模企業振興資金の利用者に対する保証料補助制度を創設する。小規模事業振興金融公社への支援を強め、融資対象を拡充する。
189. 公証人による保証意思確認の義務化により、第三者保証人を立てられない小規模事業者などへの小規模事業金融公社の対応として、民間保証機関の補償が創設されたが、その保証料率の低減を進める。
190. 中小企業の魅力を学生に伝えて採用につなげる機会を設ける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援する。
191. 短期的な就労支援から正規雇用につながる支援に、雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規雇用から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援する。
192. 下け請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。市が小規模事業者に対し

で行っている専門相談や訪問活動について、積極的に周知を行う。

(公共事業・公契約)

193. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注を進める。
194. 中小企業向け官公需発注比率（2022 年度 89.8%）及び同金額（同年度 63.0%）をともに引き上げる。
195. 賃金水準の変動を反映した契約金額の変更が、二次以下の下請け業者に対して徹底されるよう、元請けの報告を求める。
196. 「公契約条例」を制定する。市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め、適正な賃金や事業費を確保する。
197. 市発注の工事受注業者に対し、下請け業者との契約時に適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入が行なわれるよう、徹底した指導を行う。
198. 業務委託や指定管理者制度のもとで働く人の賃金・報酬単価は時給 1500 円以上とする。
199. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調、契約成立後の事業費追加補正などに即対応できるよう入札制度を改善する。
200. 契約金額が特に高額な案件について、応札業者が一者のみで落札率が 95%を超えた場合には、競争性や価格の正当性など必要な調査を行うとともに、入札のやり直しも検討する。

5 環境・防災の先進都市をめざす

(地球温暖化防止・再生可能エネルギー・脱原発)

201. 地球温暖化防止のため、「気候非常事態宣言」を行うとともに、2050 年までの温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を表明する。
202. 「低炭素都市 2050 なごや戦略」の名称を「脱炭素都市…」に改め、2050 年の長期目標を 8 割削減から「実質ゼロ」に引き上げる。
203. 「低炭素都市なごや戦略実行計画」を改定し、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 50%以上とし、再生可能エネルギーの積極的な導入目標を立てる。
204. 市民の力で太陽光発電などを進める「市民発電所」づくりを支援する。バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図る。
205. すべての市施設で使用する電力を 100%再生可能エネルギーに転換する。
206. 住宅用太陽光発電の設置を促進するために、初期費用をゼロにする「0 円ソーラー」を導入する。
207. 住宅の断熱化など省エネリフォーム助成制度を創設する。
208. 公共施設の新築・改築の際に、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、地中熱利用設備（ヒートポンプシステム）を率先して導入する。
209. 市の公共事業においてライフサイクル・アセスメントを実施し、調達、建築、運用、メンテナンスにいたる全過程で CO₂ 排出量を公開する。
210. 中小企業の省エネルギー対策への支援として、市独自の補助制度を設けるとともに、環境保全・省エネルギー設備資金融資制度における利子に対する全額補助を省エネ設備にも拡大する。
211. 熱中症対策については、気候変動対応策の一環として位置付けるとともに、庁内の全部局が参画する「熱中症対策会議」を立ち上げ、総合的な対策を推進する。
212. 大気や食品などの放射線を測定できるよう、放射線測定機器を各保健センターに備える。
213. 浜岡原子力発電所の廃炉と、大飯原発をはじめとする福井県原発群の再稼働中止

を、中部電力および関西電力に申し入れる。

(環境保全・公害・ごみ減量・水)

214. 名古屋駅周辺や栄地区の再開発などにおいて、環境保全の立場から、環境アセスメントの規模要件を引き下げ、対象となる事業を拡大する。
215. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。大気汚染常時監視測定局を増設する。
216. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった、大型車に中央寄り走行を要請する「国道 23 号線通行ルール」の徹底に、市も責任をもって取り組む。企業へ個別に呼びかけるなど、効果的な啓発を強める。
217. 三菱重工小牧南工場における F-35 の機体の整備拠点（リージョナル・デポ）としての指定に伴い、県営名古屋空港において、F-35 の試験運転を含めた自衛隊機による航空機の離着陸回数が増加している。航空機騒音測定の測定地点・期間など監視体制を見直す。
218. 「エコパルなごや」における公害被害の歴史を後世に伝え、公害被害に関する映像・展示コーナーを拡充する。
219. 家庭系可燃ゴミの約 3 割を占める生ごみを削減するため、生ごみを分別収集・資源化する。
220. プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下していることから、ワンルームマンション・共同住宅居住者など対象者を絞って分別の説明会を開くなど、広報・啓発を強化する。
221. 世界的課題であるプラスチックごみの削減に向け、市内企業に対して不必要なプラスチック製品を生産しないよう働きかけるとともに、環境に優しい代替製品の開発を応援する。
222. ごみ収集を担う職員については、日常的な住民サービス向上と安定的な技術継承および災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規採用をさらに増

やす。

- 223. 災害時のライフライン確保のためにも、水道事業などの直営を堅持する。
- 224. 上下水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
- 225. 新堀川・堀川・山崎川・中川運河の水質改善、浄化および護岸の緑化を進め、親水空間として整備する。とりわけ新堀川は浚渫の効果を検証しつつ、悪臭調査を継続して行い、水流の確保などの抜本的な対策も検討する。
- 226. 木曽川水系連絡導水路事業の再開を容認した市長発言を撤回するとともに、中止を国に求め、事業から撤退する。
- 227. 水質保全のためにも、長良川河口堰は開放する。

（防災・消防）

- 228. 堀川および尼ヶ坂断層など、市内に推定されている断層について、さらなる詳細な調査を国に求める。
- 229. 市内 334 地域の土砂災害警戒区域については、愛知県に対して必要な開発規制を求めるとともに、対象となる区域の安全対策を具体的に構築するよう求める。
- 230. 丘陵部の宅地の危険性に関する大規模盛土造成地の調査を早期に完了し、住民への周知と対策を具体化する。
- 231. 港防災センターの機能を高め、名古屋大学減災館、名古屋都市センターとの連携を図り、災害の歴史を踏まえ、活かした防災まちづくりを進める。
- 232. 新型コロナの感染が長期にわたることを見据え、感染症を含めた複合災害に対応できるよう地域防災計画や事業継続計画（BCP）を見直す。
- 233. 防災・減災・復興において、ジェンダー平等の視点で女性や子ども、高齢者、障害者当事者の意見を具体的に取り入れる。
- 234. 浸水想定区域内等（水防法の対象になるのは土砂災害想定区域もふくめる）にある、災害時要配慮者の対象施設 4293 箇所（2022 年度）の避難確保計画の作成を支援し、訓

練を実施できるようにする。

235. 大規模な風水害などに対応するため、広域避難や後方支援について愛知県や近隣市町村などとの連携を強化する。

236. 学区や自主防災会における住民主体の防災活動がすすむよう、避難行動マップや地区防災カルテの作成・充実および訓練などでの活用を支援する。

237. ハザードマップを実際の避難行動に活かすために必要な周知と訓練を行う。

238. 高齢者や障害者、妊産婦に加え、支援を希望する難病患者や手帳をもたない障害者などの避難誘導計画の作成も進めていく。介護支援専門員なども加えて災害時ケアプランを個別に作成する。

239. NPO などとも連携して、地域の防災リーダーを育てる。

240. 津波避難ビルの充足状況を把握し、指定拡大を進める。浸水想定地域での新たな高層建築物には津波避難ビルの機能をもたせる。浸水想定地域のコミュニティセンターは順次3階以上に建て替える。津波避難ビルが足りないゼロメートル地帯には、船渡場公園のような防災公園としての機能を持つ津波避難施設「命山」を必要に応じてつくる。

241. 南海トラフ地震臨時情報発表時に事前避難が必要な地域について、十分な避難先を確保するとともに、必要な訓練を行う。

242. 臨海部の開発などに際しては、防災拠点として多面的に活用できるオープンスペースの確保に努める。

243. 浸水想定区域の見直しを踏まえ、避難所および指定緊急避難場所の配置を見直し、安全確実な避難先を拡充する。

244. 分散避難先として、市内外のホテル・旅館、民間団体などの会議室・研修センターなどの活用も引き続き積極的に行っていく。

245. 分散避難により多様な形態の避難所が必要となることから、福祉避難所の設置場所を宿泊施設に加え、私立学校等受け入れ可能な施設を拡大する。

246. リスクが高くなる基礎疾患のある方や高齢者や妊産婦などのための新たな避難先の確保を早急に進める。妊産婦・乳幼児の避難先として、看護専門学校や保育関係の大学

などに避難所設置の協力を求める。

247. 感染症や化学物質過敏症などの診療・隔離スペースともなる福祉兼用のトレーラーハウスの設置などを検討する。

248. 指定避難所のバリアフリー化については、整備状況を随時、住民に公開し、意見・要望を整備計画に反映していく。ユニバーサルデザインの具体化を進める。

249. 指定避難所における避難生活の質の向上を図るため、段ボールベッドや間仕切り、スポットクーラーなど良好な生活環境の確保に資する物資について、事業者との供給協力を拡充する。

250. TKB（災害時のトイレ・キッチン・ベッド）の考え方を導入し、飲食店やキッチンカーなどの事業者に働きかけ、災害時にも温かい食事を避難所に提供してもらう協力体制をつくる。

251. 在宅避難や車中泊などの避難者に対してのニーズを把握するとともに情報を伝えるためのシステム整備を進める。

252. 自然災害と新型コロナの複合災害における避難所で、感染症専門医師がいる大学や地域の医療機関と ICT 活用による連携を構築しておく。

253. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。

254. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設し、耐震化を加速する。

255. 家具転倒防止を NPO や市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体を、NPO などの市民団体へ拡大する。

256. ブロック塀などの撤去助成について、道路沿いに限らず広場や公園に隣接する塀も対象とするとともに、代替となる軽量フェンス設置への助成も行う。危険な塀の調査を継続する。

257. 上下水道管の耐震化および老朽化対策を進める。

258. 液状化対策と軟弱地盤の改良に取り組む。

259. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。
260. 雨水流出抑制策を市民の協力のもとに進めるために浸透性舗装、浸透ます、雨水タンクなどの助成制度のPRに努め、活用を促進する。
261. 河川敷での樹木の伐採および除草などを着実に行う。中小河川の浸水対策推進プランを着実に進める。
262. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要数まで増員する（2022年度充足率は93.5%）。
263. 災害廃棄物処理計画の実行を担保できる人員・車両・機材を維持する。
264. 大規模災害に対応するため、区役所、土木事務所などの防災担当職員の体制強化と災害対応のスキルアップを図る。
265. 被害が局地的で「災害救助法」が適用されない規模の災害でも、必要な支援が即時に行えるよう体制を整える。
266. 「被災者生活再建支援法」の助成対象外となっている、「一部損壊」「準半壊」「半壊」住宅に対する、市独自の住宅再建支援制度を設ける。国制度と合わせて全壊家屋への最高額が500万円となるよう、市独自に助成金を上乗せする。
267. 地盤沈下や斜面の崩れなどを含む、宅地被害への補償を検討する。

6 にぎわいとうるおいのある、暮らしやすいまちづくり

(まちのにぎわい)

268. 少子高齢化のもと、高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」の実態を調査する。「困難地域」において民間事業者や商店街、NPO などによるミニ店舗や移動販売、「お買い物タクシー」など、買い物機会の提供につながる取り組みを支援する。
269. 「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、安全・安心・快適な環境を維持し、魅力と活力ある繁華街となるよう、引き続き商店街や関係部署との連携を密にして、必要な対策をとる。
270. 「卸売市場法」改正に伴う関連条例の運用にあたり、市場関係者の意見を十分に聴取し、消費者への安定供給、公正な価格形成などに寄与している現行の取り引きルールを堅持する。そのために、「差別的取扱いの禁止」を維持し、「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致原則」などの行為を遵守事項とする。
271. 中央卸売市場は公設公営を貫く。
272. 産業連関表を活用した経済波及効果を見通して産業の育成・発展を進める。
273. 小売業や食堂、理美容店などの改修工事・設備投資などに簡易に活用できる、「商店リニューアル助成制度（仮称）」を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの保全と活性化につなげる。

(文化・芸術・スポーツ)

274. 「子ども巡回劇場」などへの市の負担金を引き上げる。
275. 文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設け、施策に活かす。
276. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、演劇練習館や音楽プラザのような、安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
277. 名古屋市内の伝統技術や文化・芸能について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興を、まちのにぎわいづくりと

しても位置づけ支える。

278. 表現の自由を保障するため、文化・芸術活動への助成にあたっては、「アームズ・レングス」（お金は出しても口は出さない）の原則に徹する。

279. 名古屋ボストン美術館が閉館に至った原因と責任の所在を明らかにするとともに、今後については当面、市民ギャラリーとして活用しつつ、市民の文化芸術活動に寄与する施設となるよう検討を進める。

280. 市民会館は、古沢公園も含めた現在地で、バリアフリー化を含む改修を進める。有識者の懇談会にとどまらず、市民、とりわけ近隣住民の声を聞く。市民会館の建て替えは、ホールを順次建て替えから一体的整備に変わった。その間、利用者の不便を少しでも緩和するため他の施設利用に努める。

281. アジア競技大会については、スポーツを通して国際平和と友好を促進するオリンピック精神の実現に努めるとともに、簡素で身近なスポーツ振興に役立つ大会となるように努める。大会計画の具体化にあたっては、「主催者負担経費 800 億円、うち公費負担の上限 600 億円」という財政計画を堅持する。市民への情報公開を徹底し、大会の民主的運営に努める。大会を口実にした大規模開発は行わない。

282. アジアパラ競技大会などのスポーツに参加するアスリートやボランティアのためのガイドヘルパーの支援時間の拡大が予想されることから、恒常的に不足しているヘルパーの処遇改善を含めた人材確保策を進める。

（居住福祉・建築規制）

283. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住面積水準を満たさない住宅の割合は、2019 年時点で名古屋市内は 8.9%である。早期の解消をめざして対策を講じる。

284. 新婚家庭や若者世帯などを対象にした家賃補助制度を創設する。定住促進住宅における子育て世帯への家賃減額については、中学生がいる世帯まで拡大する。

285. 住宅確保要配慮者専用住宅（セーフティネット住宅）については、住宅改修費補助、家賃減額補助などの対象戸数を大幅に増やす。

286. 住宅の性能向上と地域経済の活性化を進める、一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせて利用できるようにする。
287. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても、住宅リフォーム助成の対象として支援する。
288. 瑞穂区白竜町におけるマンション建築紛争を教訓に、片側1車線の幹線道路沿線で近隣商業地域に指定され、絶対高45mの高度地域とされている地区については、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画、建築協定などの広報啓発を行う。
289. 商業地域においては、「子どもの権利条約」の理念に立ち、教育施設などへの日影の影響を生じさせないために「中高層建築物の紛争および調整に関する条例」を実効性あるものへ強化する。

(市営住宅)

290. 入居希望者が多く高倍率となっている地域では、市営住宅の新規建設を復活する。
そのために市営住宅への国庫補助の拡充を国に求める。
291. 市営住宅駐車場使用料の減免対象を、福祉向け住宅入居者などに拡大する。
292. 老朽化した市営住宅の建て替えを促進する。建て替え時期の見通しが立たない老朽住宅については、総合的なリフォームを行う。
293. 市営住宅の建設にあたっては、光熱費ゼロ住宅を基準に太陽光パネル、二重ガラス窓などを導入する。
294. 外壁改修などの市営住宅の計画修繕については、本市独自の修繕周期の基準年数を定めて、計画期間を順守し実施する。劣化がひどい個所については、必要に応じて柔軟に修繕に取り組む。
295. 学生など若年単身世帯の市営住宅への入居を認める。
296. 一般募集落選者を対象とした応募ゼロ住宅の再募集案内について、通知ハガキだけでなく、対象住宅一覧を届けるなど、きめ細かく周知を図る。
297. 空き住宅への入居を促進するために、住宅の間取りや立地、周辺施設の情報をわか

りやすく紹介する「市営住宅検索アプリ（仮称）」を作成・活用するなど、特に若い世代への周知を工夫する。

298. 市営住宅の修繕負担区分については、民法の改正や国土交通省の賃貸住宅標準契約書の改訂を踏まえて、可能な限り借主の修繕負担を小さくする方向で見直す。

299. 少子高齢化のすすむ市営団地の活性化については、住宅対策審議会など専門家を入れた機関で審議し、対応策を検討する。

300. 入居時に風呂釜・風呂桶が設置されていない市営住宅に対して、市の責任で風呂釜・桶を設置する。

（交通）

301. 自動車利用と公共交通の割合を「7：3」から「6：4」に引き上げる目標を引き続き堅持（現在 64：36）し、公共交通の充実を図る。

302. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライドなどの推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。

303. 市バス運転手を正規雇用の職員で計画的に増やす。委託先企業も含めたバス運転手の健康と安全管理を徹底する。

304. 市バスの路線および運行回数については、地域住民の声を活かして充実する。

305. 市バスおよび地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。

306. 廃止した高速 1 号路線を復活する。

307. 地下鉄駅のエレベーター設置は、交差駅だけでなく、改札内移動や遠い設置箇所の改善など、必要に応じた設置を促進する。トイレの洋式化、温水洗浄便座などの改修を進める。

308. 名古屋駅や金山駅など、一日乗降客が 10 万人を超える主要駅について、名鉄や JR 東海、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を急ぐよう働きかける。

309. JR 新守山駅の西駅前広場については、周辺の土地利用状況や駅との立地を考慮して

都市計画を見直し、整備計画を具体化する。そのために鉄道事業者など関係者との調整を促進する。

310. 名鉄本線などの高架化事業は、環境と安全に配慮しつつ、早期完成に向けて進め、名鉄本線左京山駅～中京競馬場前駅の立体交差化についても取り組む。

311. 自転車利用を促進するための基本となる「指針」を定める。そのために、道路走行に関するルールなどの課題を整理し、自転車利用者も参加する検討チームをつくる。専用レーンの拡大など、自転車走行の安全性を高める。

(道路)

312. 市道弥富相生山線については、地元住民の理解と納得を得て速やかに道路事業の廃止の都市計画変更を行う。相生山緑地の保全・整備計画には住民の意見を反映させる。

313. 「未着手都市計画道路の整備について（第二次整備プログラム）」で「廃止候補路線」に分類された、「山手植田線」については、速やかに都市計画の廃止決定を行う。

314. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を遵守し、環境非悪化の原則および都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。

315. 名古屋都市高速道路において、新黄金出入口および新洲崎出入口、栄出入口、丸田町 JCT 西・南渡り線を新たに設置するための計画は、騒音や大気汚染など地域環境を悪化させ、住民の理解と納得が得られていないことから凍結する。

316. 名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、建築被害に対応するよう関係機関に働きかける。

317. 弥富通 3 丁目交差点などの多くの歩道橋が高齢者などの利用に大きな負担となっており、横断歩道の併設やエレベーター設置などバリアフリー化を進める。

(公園・緑地保全)

318. 緑被率を高めるために、樹林地を保全する新たな緑地保全制度を創設するとともに、

多面的な機能を持つ農地の保全に努める。

- 319. 街路樹や道路、河川敷の雑草が伸び過ぎないように、必要な剪定・除草を計画的に行う。
- 320. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。各公園での遊具の配置については関係住民、公園利用者の意見や要望を踏まえて検討する。
- 321. 老朽化したテニスコートの整備改修を進める。利用者の意見を踏まえてオムニコート（人工芝）化やナイター施設の拡大なども積極的に検討する。
- 322. 東山動植物園展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるよう、バックヤードの確保を含め、計画的に進める。

7 大型開発と大企業優先を改め、市民が主人公の市政に

（名古屋城）

- 323. 現天守閣の解体および天守閣木造化は目標年次すら決定できないことから、技術提案交渉方式による基本協定を白紙に戻す。文化庁へ提出した本丸整備基本構想における天守閣については「耐震化」へ変更する。
- 324. 現天守閣はまず、耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行う。
- 325. 特別史跡として歴史的価値が高い石垣について、石垣部会が求める穴倉・根石・背面などの詳細な調査を行い、保全修復方針を決め、最優先に石垣保全に取り組む。
- 326. 学芸員を特別史跡にふさわしく増員する。
- 327. 重要文化財収容施設建設石列き損事件からの教訓として、特別史跡名古屋城跡の文化財としての位置づけを徹底する。
- 328. 名古屋城の整備は、東北隅櫓や多門櫓の復元などの本丸整備基本構想に基づく再建（天守閣は耐震化）や二之丸庭園の保存整備なども含め、総合的かつ計画的に進め、城

址全体としての魅力向上に努める。

(リニア)

329. JR 東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。沿線住民への十分な説明を JR 東海に重ねて要請する。
330. リニア建設工事が及ぼす環境負荷などの問題は未解決である。沿線住民の理解なしに工事を行わないよう、JR 東海に強く申し入れる。
331. 東京外環道建設に伴う道路陥没事故は大深度地下使用計画そのものの危険性を示唆していることから、大深度地下トンネル工事の安全が確保されないままのリニア工事の着工はいったん中止を求める。

(市街地開発・大型事業)

332. 名古屋駅周辺の駅前広場などの交通基盤整備については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。JR 東海など関係事業者には応分の負担を求める。
333. 名駅南の地下公共空間整備事業（ささしま巨大地下通路建設）は中止する。
334. 金山駅周辺再開発に関し、市民が必要としている古沢公園の機能を存続させる。
335. 臨海部全体のビジョンを示す総合計画を策定する。金城ふ頭地区については、レゴランドの入場者数など必要な情報を関係企業と行政で共有し、必要な対策が講じられるよう、エリアマネジメントを強化する。
336. 料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求める。
337. 国際展示場第一展示館等の拡張計画は、全国的な需要と供給上から見て過大・過剰な計画であり、新たな大規模展示場建設は必要性がなく、中止する。
338. 国際会議場の改修・増築にあたっては、需要と供給の状況を見定めたうえで、過大な規模とならないよう留意する。

339. 中部国際空港二本目滑走路の整備は急ぐ必要はないことから、誘導路を第二滑走路として整備する事業への無利子貸付は中止する。
340. カジノ施設は誘致しない。カジノを含む IR について調査・研究は行わない。
341. 公費投入の根拠がない、私有財産への助成にあたる高級ホテル（ラグジュアリー）立地促進助成は進めない。

（市政運営）

342. 大型公共事業優先ではなく公共施設の維持管理とリニューアル・建て替えを優先する。学校統廃合や市営住宅の削減、市民利用施設の統廃合などは住民の合意なく強行しない。公共施設縮減を前提にした「数値目標」の設定はしない。
343. 市有地は市民の共有財産でもあることから、活用の検討の際は、地域住民の意見・要望を反映した検討をおこなう。安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用を進める。
344. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには、原則として公募市民枠を設ける。
345. 市職員定数の削減を目的とした「定員管理計画」は見直す。
346. 市職員の長時間労働の解消に向けて、少なくとも年 720 時間以上の残業を行っている職員がいる職場については人員増で対応する。
347. 会計年度任用職員の賃金を時給 1500 円以上に引き上げるなど、待遇を抜本的に改善する。公立保育所などで慢性化している臨時・嘱託職員の欠員状態を解消するために必要な処遇改善を急ぐ。
348. 市長特別秘書は廃止する。
349. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、情報システムの標準化・共通化によって行政サービスの標準化が強いられ、本市の独自施策の執行に困難がもたらされることのないよう対応する。
350. 「議会基本条例」を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予

算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。

（地域振興・市民生活）

- 351. 地下鉄本陣駅から中村区役所複合庁舎までの地下通路を整備する。
- 352. コミュニティセンターを早期に全学区で整備するために、用地交換による市有地の有効活用に努めるとともに、市による用地取得など、従来の考え方にとらわれない方策を講じて用地を確保する。
- 353. 地域の自主的活動の担い手（町内会長など）不足解消のため、市・区行政への協力業務を抜本的に軽減する。
- 354. 空家、空き地の苦情に適切に対応し、実情を知らせ、所有者の管理を促す。解体・撤去だけでなく、空家を有効に活用できるよう、空家の登録を募り、「空家バンク」の取り組みを進める。
- 355. 改正された個人情報保護条例の運用にあたっては、保護水準を低下させないよう努める。「匿名加工情報」については、市民が自分の個人情報をもとにどのような事業が展開されるかを知ることができるよう、提案事業者名や利用目的、利用方法、事業内容、安全管理措置などについて市ウェブサイトで公表する。

（税務・市民税「減税」）

- 356. 高額所得者優遇の「市民税減税」は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体を進める「行革」のテコにされている。個人市民税「減税」は中止する。
- 357. 市税事務所などによる一律かつ強制的な徴収および差し押さえは行わない。資力を超えた徴収が強制的に執行されていないか、第三者機関を設けて調査する。コロナの影響を受け、収入が減少し、支払いが厳しい市民の納付相談については、年内支払いを強要しない。生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付および処分停止の制度を柔軟に適用する。
- 358. 税務担当職員を対象とする小規模事業者の実態や課税の仕組みなどに関する研修に

については事業所訪問や小規模事業者との懇談などを含め実地に行い、課税対象者に寄り添える職員を育成する。

359. 市税事務所を廃止し、税務課および納税課の機能を区役所に戻す。税金や保険料など暮らしに関する相談に総合的に応える。

360. 市税減免制度について周知方法を改善し、病気や災害に限らず申請期限に間に合わない場合の理由を丁寧に聞き、柔軟に対応する。

361. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章（仮称）」を国に先がけて制定する。

362. 前年中に所得がなかった方の中には、所得申告することで福祉制度が適応されることから、所得ゼロであっても所得申告するよう、広報を徹底する。

（平和）

363. 市長の南京大虐殺否定発言は名古屋市としての公式見解ではないことを南京市に伝えるなどして、交流の再開に努める。

364. 姉妹友好都市交流では、相互の訪問交流を位置付ける。

365. 日本政府に対して「核兵器禁止条約」の締約国となるよう求めるとともに「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。被爆者援護を拡充し活動を支援する。核兵器廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。

366. 市民に広く被爆の実相を伝えるため、市の主催で、市有施設で定期的に「原爆の絵」展を開催する。

367. 自衛隊員募集に係る自衛隊への18歳の方の住所・氏名などの「宛名シール」の提供を取りやめる。提供する場合には本人からの同意取得を必須とする。

368. 市街地における行軍訓練の中止を自衛隊に申し入れる。

369. 中学校において自衛隊基地での職業体験をやめる。陸上自衛隊高等工科学校の募集案内の配布および名簿の開示は行わない。

370. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルスの特技飛行に反対する。特技飛行に

についての自衛隊との協議内容を公開する。

371. 軍艦船の入港および武器や資機材の搬入搬出、艦外でのリクルート活動などを含む、名古屋港の軍事利用につながる行為に反対する。

372. 武力攻撃を前提にした「国民保護法」に基づく対応では、市民生活を守れない。「国民保護法」の廃止を国に求める。

(ジェンダー平等・人権)

373. 「男女平等参画推進条例」に基づく施策を各分野で推進する。特に市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、2023 年 4 月時点の 35.5%から速やかに 50%まで引き上げる。

374. 「男女平等参画条例」に基づき、すべての政策にジェンダー平等の視点を持ち、「働く女性、シングルマザー、妊産婦への手立て」と「女性と子どもに対する暴力・虐待の防止」「意思決定への女性の参画」を進める。「生理の貧困」の対応の一つとして、全市公共施設の女性トイレ個室などへ生理用品を設置する。

375. コロナ禍で、DV、望まない妊娠、性虐待が増加した。「性犯罪性暴力被害者支援相談窓口」を、小中学生を含め広く市民に知らせる。性暴力被害者支援ワンストップセンターの増設を進める。

376. 市役所職場における女性管理職の比率を高める。

377. 名古屋城バリアフリー市民討論会における差別発言問題に関して、市長自身の対応も含めて徹底的に検証を行い、市民の人権と個人の尊厳を守る市政運営を貫く。

378. いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるとともに、ヘイトスピーチの防止と根絶に向けた、実効性ある「ヘイトスピーチ対策条例（仮称）」を制定する。

379. 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすために、パンフレットや講習会などによるさらなる啓発活動に取り組む。

380. あらゆるハラスメントを根絶する。そのための職員の研修会を繰り返し行う。性暴

力やセクハラ、パワハラなどの防止に向けた理解促進のためのグッズを作成し、学校や事業所などで活用できるようにする。

381. ハラスメントの根絶などのために、市長と議員を対象にした政治倫理条例を制定する。